

特定デジタルプラットフォームの 透明性及び公正性の向上に関する法律の 施行に向けた論点②

令和 2 年 10 月
経済産業省

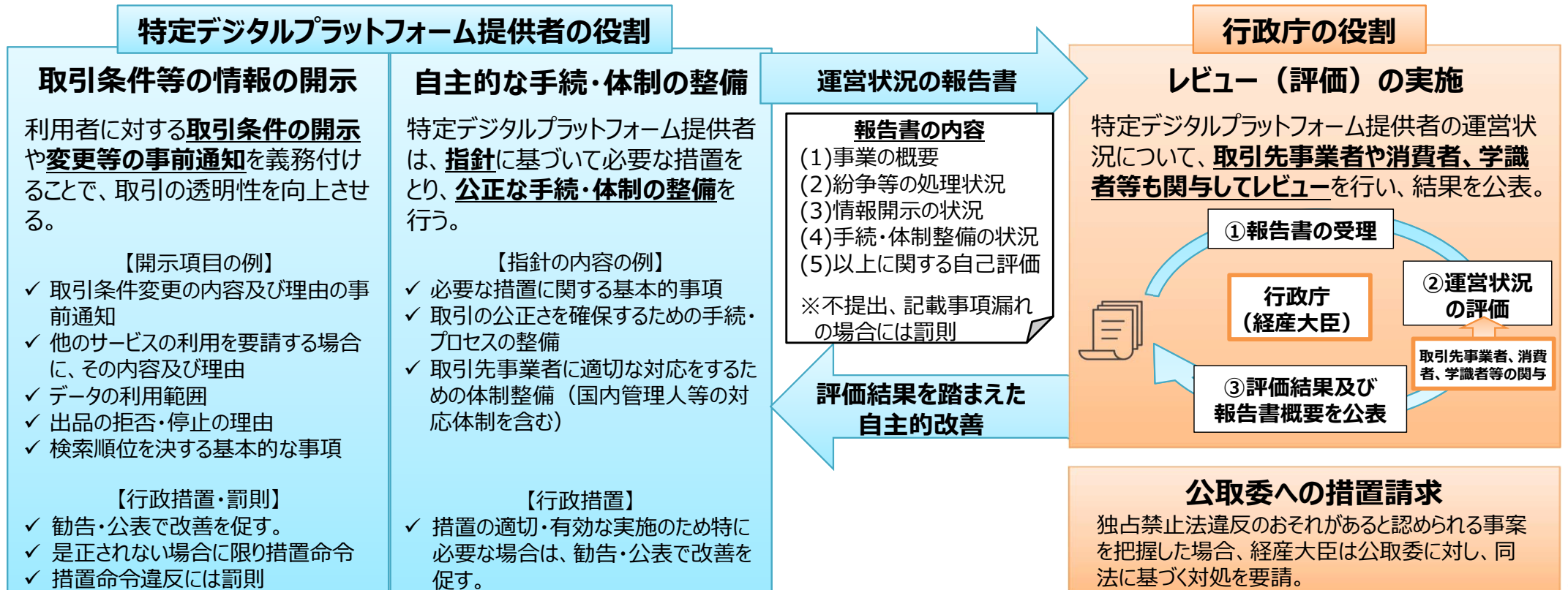
本日も議論いただきたい点

- 「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」（令和2年法律第38号。以下「法」という。）の施行・実施に向けた検討として、前回のWGでは、特定デジタルプラットフォーム提供者の指定に関する指標、特定デジタルプラットフォーム提供者による情報開示に関する論点に加え、自主的な手続・体制整備に関する指針やモニタリング・レビューの大きな方向性についてご議論いただいた。
- 本日は、前回WGの議論も踏まえつつ、以下の点についてご議論いただきたい。
 - 論点① 自主的な手続・体制整備に関する指針の内容
 - 論点② モニタリング・レビューの進め方

本日も議論いただいた内容等も踏まえ、次回以降のWGにおいて、関係する政令・省令・指針等についてより具体的な案を提示することとしたい。

(参考) 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律の概要

- 基本理念として、デジタルプラットフォーム提供者が透明性及び公正性の向上のための取組を自主的かつ積極的に行うことを基本とし、国の関与や規制は必要最小限のものとするを規定。(規制の大枠を法律で定めつつ、詳細を事業者の自主的取組に委ねる「共同規制」の規制手法を採用。)
- デジタルプラットフォームのうち、特に取引の透明性・公正性を高める必要性の高いプラットフォームを提供する事業者を「特定デジタルプラットフォーム提供者」として指定し、規律の対象とする。
- 特定デジタルプラットフォーム提供者が、取引条件等の情報の開示及び自主的な手続・体制の整備を行い、実施した措置や事業の概要について、毎年度、自己評価を付した報告書を提出。
- 報告書等をもとにプラットフォームの運営状況のレビューを行い、報告書の概要とともに評価の結果を公表。その際、取引先事業者や消費者、学識者等の意見も聴取し、関係者間での課題共有や相互理解を促す。



論点① 自主的な手続・体制整備に関する指針の内容

- 法においては、取引先事業者の合理的な意見や要望等に適切に対応していくことが重要との考えのもと、特定デジタルプラットフォーム提供者が、取引先事業者との相互理解を促進するために必要な措置を講じることを求めるとともに、特定デジタルプラットフォーム提供者による自主的な取組に資するよう、経済産業大臣が指針を定めることとされている。
- 前回WGでは、指針の内容として、望ましい取組の大きな方向性を明示した上で、それを実現する手段として考えられる具体的な取組を例示することが適当とのご意見をいただいた。望ましい取組の方向性としては、次頁のとおりとしてはどうか。
(注) 具体的な取組例については、事業者における取組状況や欧州のプラットフォーム規制(P2B規制)等も踏まえて更に検討を深めることとしたい。
- また、前回いただいたご意見や、事業者による自主的かつ積極的な取組を基本にするとの法の基本理念も踏まえ、以下の内容を指針に盛り込むこととしてはどうか。
 - ✓ 望ましい取組の方向性が適切かつ有効に実現しているか否かが評価の対象であること
(特定デジタルプラットフォーム提供者においては、具体例にかかわらず、その創意と工夫を凝らして、主体的かつ積極的に、望ましい取組の方向性を実現するための措置を講じることが求められること)
 - ✓ 指針の内容は、法の規定の施行状況や経済社会情勢の変化等も勘案して不断に見直していくこと

望ましい取組の方向性について（案）

項目	望ましい取組の方向性(案)	具体的な取組例（※検討中）
取引先事業者に対するサービス提供が公正に行われることを確保するための体制整備 (法第7条第3項第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ① 特定デジタルプラットフォーム提供者が商品等提供利用者に対して取引条件の変更等の行為を行う前に、適切に評価を行い、かかる評価を踏まえて（行為を行う場合でも）商品等提供利用者の利益に配慮した対応を行うこと ② 個々の行為を行うに当たって、一貫性・公平性のある判断がなれる仕組みを構築すること ③ 特定デジタルプラットフォームの公正性の自主的な向上につながる仕組みを構築すること 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 行動指針の策定、ガバナンス体制の整備 ✓ 規約変更等の行為の実施前の影響評価と当該評価を踏まえた対応 ✓ 事後検証を踏まえた運営改善
苦情処理・紛争解決のための体制整備 (法第7条第3項第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ① 苦情及び紛争の原因となった事象を適切かつ迅速に処理・解決するための仕組みを構築すること ② 苦情及び紛争に関する情報を端緒として有効に利用して特定デジタルプラットフォームの提供に関する運営を改善すること 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 取引先事業者が直接・容易に・無償で苦情を申し出ることができる体制の整備 ✓ 苦情処理に係る業務フローの構築 ✓ 苦情処理の状況の分析・評価を踏まえた運営改善
関係者と緊密に連絡を行うために国内において必要な業務の管理を行う者の選任 (法第7条第3項第4号)	<ul style="list-style-type: none"> ① 特定デジタルプラットフォーム提供者が関係者と緊密に連絡を行うために国内において必要な業務の管理を行う者を選任すること ② 関係者とのコミュニケーションの管理や、コミュニケーションを通じた特定デジタルプラットフォームの提供に関する運営の改善に関する調整を国内管理人が行うことができる仕組みを構築すること 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 我が国国内における関係者との間のコミュニケーションを主導・管理する役割を担う国内管理人の選任
その他、取引先事業者の意見やその他の事情を十分に考慮するために必要な措置 (法第7条第3項第5号)	<ul style="list-style-type: none"> ① 商品等提供利用者の意見その他の事情を理解するための仕組みを構築すること ② 商品等提供利用者の意見その他の事情を踏まえて商品等提供利用者に対して適切な対応を行い、特定デジタルプラットフォームの提供に関する運営改善の端緒として有効に利用する仕組みを構築すること 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 商品等提供利用者等との意見交換や外部の第三者の意見等を踏まえた運営改善

□ (参考) 前回WG (2020年8月28日) における主なご意見

- 原則だけ定めるという考えもあるが、規制対象だけでなく、多くのステイクホルダーに対して説明する観点では、「**原則がどのような形で実現されるのか**」といういくつかの観点や要因を、例示でも良いので整理する必要はあるのではないか。
- 指針に含むべき内容については、**原則プラス例示という形には賛成**。例示が一種の義務と受け取られる懸念もあるが、そこはあくまで**例示と位置づけ、原則を満たしていれば問題ない、ということ**を対話の中で示していけばよい。実務上、モニタリングに対応するフェーズでは、「大きな方向性だけ示されても何をすればいいか不明」との声もありうることや、ゴールが規制当局側により恣意的に設定されるのを防げるという意味でも、**例示は規制対象にとっても有益**。
- **可能な範囲で具体的な内容を指針で定めるべき**。指針の内容がそのまま報告書にも繋がってきて、それを勘案して評価が行われるので、一定程度具体的な内容を求めるべき。
- **望ましい事項を定めて、個別のプラクティスを具体的に例示することが良いのではないか**。この点、EUのP2B規則と比較しても、日本の規律がInnovation friendlyにしている部分があるので、必ずしも強制力はなくとも、ある種の緩やかな規範形成を進めるための装置として指針は重要。同じ目的で海外で求められている事項等も、今後も望ましい事項として出てくるだろう。**指針に書いてある具体例以外でも「うち是这样子しているんだ」といったプラクティスをPF事業者から言ってもらえるような位置づけにするとよい**。こういったソフトロー的なルールについては、必要に応じて柔軟に変更していけるというアプローチ上の利点を活かし、**参考とする事例については、早いペースで見直していくべき**。
- **例示はする方が良いと思う。それは具体的な方が良い**。ただし、「それさえやれば大丈夫」という風になると良くないので、書き方には注意すべき。こちらからすれば、**ベストプラクティスが広まっていく事が大切**。このため、**指針は頻繁に改定していくべき**。事業者と行政でしっかりと作り上げていくというCo-creationのプロセスをしっかりと回していくことが重要。**指針がベストプラ集的なものになっていくと良い**。
- 最終的には指針を遵守しているかの評価を行うことになるし、場合によっては勧告公表になる。そのため、**指針の内容はある程度具体的に書かれていないといけない**。他方、**事業者間の自主的取組の競争を促す観点では、個々の取組は例と位置付けるべき**だろう。また、透明化法はP2B規則を参照しているが、**イコールフットイングは重要**で、それがないとエンフォースメントも難しくなってくる。その意味では、EUのやり方と整合的で、過不足の無いものにしていくべきだろう。

論点② モニタリング・レビューの進め方

- 特定デジタルプラットフォーム提供者による取引の透明性・公正性向上に向けた**自主的かつ積極的な取組を促していくため**、行政は、特定デジタルプラットフォーム提供者が提出するレポートや相談窓口寄せられた情報などに基づき、取引先事業者や消費者、有識者、特定デジタルプラットフォーム提供者等の意見も聴きつつ、**モニタリング・レビューを行うこと**されている。
- **モニタリング・レビューにおける評価対象と情報源については、以下のとおり整理するのが適当ではないか。**

モニタリング・レビューにおける評価対象

- ① 特定デジタルプラットフォーム提供者による行為が取引先事業者に与える影響（特定デジタルプラットフォームの利用の集中状況等）
- ② 特定デジタルプラットフォーム提供者と取引先事業者を取り巻く課題と、当該課題の解決に向けた取組状況
- ③ 特定デジタルプラットフォーム提供者による法の実施状況
 - ・ 情報開示の状況
 - ・ 自主的な手続・体制整備の状況

※ 必要に応じて重点評価項目を設定。

※ 評価にあたっては指針を勘案。取引先事業者や消費者、有識者などの関係者も関与。

情報源

特定デジタルプラットフォーム提供者による報告(レポート)

- ① 事業概要（流通総額、利用者数等）
- ② 苦情処理の状況（※）
（※）欧州のプラットフォーム規制(P2B規則)で求められている“内部苦情処理システムの機能と有効性について検証し、受領した苦情の総数、苦情の主要な類型、苦情処理に要した平均的な時間と苦情の結果について統合した情報等”を想定
- ③ 法の実施状況
 - ・ 情報開示の状況
 - ・ 自主的な手続・体制整備(指針を踏まえた措置)の状況
- ④ 自己評価結果（自己評価の方法を含む）

相談窓口に寄せられた取引先事業者の声

- ・ 取引先事業者等から寄せられた具体的な相談内容
- ・ 集約された相談内容から得られる共通課題やその動向等の分析結果

取引先事業者等に対する積極的な調査、技術面も含めた検証

- ・ デジタルプラットフォーム市場についてのヒアリング・アンケート調査結果
- ・ 海外動向を含む各種調査研究の結果
- ・ デジタル市場に関する専門人材を活用した各種技術的な検証結果 等

その他（特定デジタルプラットフォーム提供者からのヒアリング等）